



## 島根原子力発電所に係る原子力防災に関する財源協力協定

鳥取県（以下「甲」という。）と中国電力株式会社（以下「乙」という。）とは、甲並びに米子市及び境港市（以下「2市」という。）が島根原子力発電所に係る原子力防災対策（以下「防災対策」という。）を実施するために要する経費のうち国の財源措置が得られない一部を島根原子力発電所の設置者である乙が負担することについて、次のとおり協定を締結する。

### （負担の範囲）

第1条 乙は、甲及び2市が選定して実施する防災対策における広範な事業の財源として、乙が島根県に納付する毎年度の核燃料税実績額に乙の島根原子力発電所から30キロメートル圏内における島根県と甲の人口比に基づく100分の18を乗じた額を負担するものとする。

### （2市への交付）

第2条 甲は、2市が実施する防災対策に係る経費のうち、国の財源措置が行われないものに対し、前条により定めた金額の中から、2市に毎年度交付できるものとする。

### （国への要請等）

第3条 甲及び乙は、防災対策について、引き続き国の財政措置実現に向けた要請等に努めるものとする。

### （有効期間、更新）

第4条 本協定の有効期間は、令和7年度から同11年度までの5年間とする。

2 甲が令和12年度以降に実施する防災対策に係る経費のうち、国の財源措置が行われないものであって、甲が必要であると認めるものがある場合は、島根原子力発電所の状況変化等も踏まえ、甲乙協議の上、本協定を更新することができるものとする。

3 甲は、前項の協議を求める場合は、乙に対して、令和11年12月31日までに、書面により申入れを行うものとする。

### （協定の見直し、失効）

第5条 前条第1項に定める有効期間中であっても、国の原子力政策の状況変化等があった場合は、甲乙協議の上、本協定を見直し又は失効することができるものとする。

(

(協議)

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める条項に疑義が生じたときは、甲及び乙が協議の上、解決する。

本協定締結の証として、本書2通を作成し、甲及び乙それぞれ1通を保有するものとする。

令和7年12月24日

甲 鳥取県

鳥取県知事 平井 伸治

乙 中国電力株式会社

代表取締役  
社長執行役員 中川 賢剛

立会人 米子市

米子市長 伊木 隆司

立会人 境港市

境港市長 伊達 憲太郎